同表第七十四条の二第一項の項及び第七十四条の三第一項の項中「係る災害」を「災害が発生し、又は発生するおそれがある」に、「係る原子力災害」に改め、「同じ。）」の下に「が発生した」を加え、「当該災害」を「災害が発生し又は発生するおそれがある」に、「当該原子力災害」を「原子力災害が発生した」に改め、同表第七十四条の三第三項の項中欄中「災害が」の下に「発生し、又は発生するおそれがある」を加え、同項第七十四条の四の項中欄中「災害が」の下に「発生し、又は発生するおそれがある」を加え、同項下欄中「）が」の下に「発生した」を加え、同表第九十五条の項中「第二十八条第二項」を「第二十三条の七第二項の規定による特定災害対策本部長の指示、第二十八条第二項」に改め、同条第二項の表第六十条第三項の項を次のように改める。

第六十条第三項	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間
	高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避	屋内での待避

第二十八条第二項の表第六十一条第三項、第六十一条の二及び第六十一条の三の項の次に次のように加える。

第六十一条の四第一項	災害が発生するおそれがある場合	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間	
	予想される災害	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）	
	災害から	原子力災害から	
第六十一条の八第一項	災害が発生するおそれがある場合であつて	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において	
第六十一条の八第二項	災害	当該災害	原子力災害

（原子力災害対策特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第十五条　この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される旧災害対策基本法第六十条第一項、第三項若しくは第六項又は第六十一条第一項の規定によりされている避難のための立退き若しくは屋内への退避の指示又は屋内での待避等の安全確保措置の指示については、なお従前の例による。

（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正）

第十六条　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項及び第三十一条第一項中「勧告又は」を削る。

第三十二条の見出し中「指示等」を「指示」に改め、同条中「勧告又は」を削る。

（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部改正）

第十七条　次に掲げる法律の規定中「第二条」を「第二条第一項」に、「市町村」を「災害発生市町村」に改める。

一　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第二条第一項第二号

二　東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律（平成二十三年法律第六十九号）第一項

三　東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成二十四年法律第六号）第二条第二項

四　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第二条第三項第七号及び第八号イ

五　預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第七条第一項（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正）

第十八条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第五十条、第八十五条第一項及び第八十九条第一項中「第二条に規定する」を「第二条第一項の規定による」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第十九条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十六の二の項中「よる」の下に「避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成」を加える。

別表第二の五十六の二の項中「災害対策基本法による」の下に「避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は」を加える。

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
法務大臣　上川　陽子
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久
国土交通大臣　赤羽　一嘉

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年五月十日

内閣総理大臣　菅　義偉

法律第三十一号

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律

（特定都市河川浸水被害対策法の一部改正）

第一条　特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第五条」を「―第七条」に、「第二節　流域水害対策計画に基づく措置（第六条―第八条）」を「第二節　流域水害対策計画に基づく措置（第八条―第十条）　第三節　雨水貯留浸透施設整備計画の認定等（第十一条―第二十九条）」に、「第九条―第二十二条」を「第三十条―第四十三条」に、「第二十三条―第二十六条」を「第四十四条―第四十七条」に、「第三節　管理協定（第二十七条―第三十一条）」を「第三節　管理協定（第四十八条―第五十二条）　第四節　貯留機能保全区域（第五十三条―第五十五条）　第五節　浸水被害防止区域（第五十六条―第七十七条）」に、「第四章　都市洪水想定区域等（第三十二条・第三十三条）　第五章　雑則（第三十四条―第三十七条）　第六章　罰則（第三十八条―第四十二条）」を「第四章　雑則（第七十八条―第八十三条）　第五章　罰則（第八十四条―第八十九条）」に改める。